

政令第二十七号

地方自治法施行令及び市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条の四第二項及び第二百四十三条の二の七第一項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第五十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方自治法施行令の一部改正）

第一条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第三百三十二条第四号中「扶養手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加える。

第三百七十三条の四第一項各号中「単身赴任手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加える。

（市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正）

第二条 市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第五十条第一項の表第三百七十三条の四第一項の項から第三百七十三条の四第一項第二号の項までの規定中

「単身赴任手当」の下に「在宅勤務等手当」を加える。

附 則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

理由

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、普通地方公共団体の委員会等が在宅勤務等手当の支給の基準に関する規則の制定等を行う場合に当該普通地方公共団体の長への協議を要することとする等所要の規定の整備を行う必要があるからである。